

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長

学校再開後の県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

このことについては下記のとおりといたしますので、各学校において新型コロナウイルス感染症に対応した「新しい学びの環境づくり」を進め、学校教育活動の再開が円滑に行われるよう配意願います。

記

1. 松江市内の県立学校における対応について

松江市内の県立学校については、5月25日（月）の学校再開日以降分散登校による教育活動を行っているが、6月1日（月）以降、十分な感染症対策を行った上で、一斉登校など平常の教育活動に移行することとする。

2. 地域の感染レベルについて

令和2年5月22日付け文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」では、学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方として「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準が示されているが、本県においては県内全域の感染レベルを「レベル1」に該当するものとし、十分な感染症対策を行った上で教育活動を進めることとする。

（参考）「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

（文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」から抜粋）

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動（自由意思の活動）
レベル3	できるだけ2m程度 （最低1m）	行わない	個人や少人数でのリスクの低い 活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 （最低1m）	リスクの低い活動から 徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施 し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で 最大限の間隔を取ること	十分な感染症対策を 行った上で実施	十分な感染症対策を行った上で実施

3. 県立学校再開ガイドラインの一部改訂について

別添「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校再開ガイドライン【高等学校版、特別支援学校版】（令和2年5月27日時点）」（下線部が前回示したガイドラインから改訂した内容）に従い、適切に対応すること。

（担当）

学校企画課企画人事スタッフ（0852-22-5411）

教育指導課学力育成スタッフ（0852-22-6132）

特別支援教育課指導スタッフ（0852-22-5988）

保健体育課学校体育グループ（0852-22-5426）

保健体育課健康づくり推進室（0852-22-6145）